

東京文化会館の撮影利用に関する取扱い要綱

令和元年8月1日

館長決定

(目的)

第1 この要綱は、東京文化会館（以下「館」という。）の撮影等の利用に関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「撮影等」とは、館内及び敷地内における映画、テレビドラマ、動画、スチール撮影等をいう。

(撮影利用可能施設)

第3 ホール、会議室等の館内施設及び敷地内とする。

(撮影利用可能日及び時間帯)

第4 原則、営業日の（休館日を除く。）9：00～17：00とする。

- 2 利用時間帯はホール及び会議室等の利用時間区分に則り、催事等による利用がない区分に限り撮影利用が可能である。
- 3 館長は必要があると認める場合には、上記以外の時間帯においても利用を認めることができる。

(申込・承認手続)

第5 申込・承認手続については、以下のとおりとする。

- (1) 撮影希望日の14日前までに「東京文化会館撮影申請書」（別記第1号様式）と撮影に係る企画書または台本等関係書類を館に提出すること。
- (2) 審査のうえ、撮影を承認する場合は「東京文化会館撮影承認書」（別記第2号様式）により行う。
- (3) ホール等貸出施設の撮影利用については、別途貸出施設利用の手続きをする必要がある。ただし、ホールホワイエのみの利用の場合は、この限りではない。また、ホール楽屋及びその他附属設備は、原則使用不可とする。

(利用の不承認)

第6 次の項目のいずれかに該当するとき、また、ホール等の催事に支障があると認められるときは承認しない。

- (1) 館の設置目的を逸脱する恐れがあると認められたとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 館の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められたとき。
- (5) 館の施設又は設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (6) その他館の管理・運営上の支障があると認められるとき。

(撮影料金)

第7 撮影料金は、別表「東京文化会館撮影料金表」のとおりとする。

2 利用者は原則として利用の7日前までに撮影料金を納付しなければならない。

(撮影料金の減額又は免除)

第8 館長は、特別の理由があると認めるときは、撮影料金を減額し、又は免除することができる。

(撮影料金の不還付)

第9 館長は、原則撮影料金は還付しないものとする。ただし、館長は正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(注意事項)

第10 撮影等に当たっては、以下の注意事項を遵守すること。

- (1) 撮影に要する照明は、原則として使用者がバッテリー等の機材を用意すること。
- (2) 飲食は所定の場所ですること。
- (3) 通常範囲外の清掃が必要となった場合は、実費を請求する。
- (4) 施設及び設備などを破損したときは弁償すること。
- (5) 制作者が申請を偽り、施設の不承認に該当したときは、損害賠償をすること。
- (6) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、館の管理者の指示に従うこと。
- (7) 撮影等により生じたゴミ等は持ち帰ること。
- (8) 見物人等の整理は、利用者において実施すること。
- (9) 他の利用者や通行人等の写り込みについては、利用者において許諾を得ること。
- (10) その他、三脚等について、他の利用者の妨げになる場合等に館が使用を制限することができる。その場合は、指示に従うこと。
- (11) 「撮影協力：東京文化会館」等のクレジットを表記すること。
- (12) 撮影に伴う成果物は、東京文化会館に寄贈すること。

(防災管理上の注意事項)

第11 撮影等に当たっては、以下の防災管理上の注意事項を遵守すること。

- (1) 消火栓及び消火器等の前に機材を置かないこと。
- (2) 天井等に設置してある、熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発生する照明機材等を置かないこと。
- (3) 防火戸や防火扉を常時開放しないこと。
- (4) 常に避難路を確保することとし、通路等を機材で塞がないこと。
- (5) 一般通行者の支障とならないよう、周囲の状況に配慮し、見物客等のたまりや捌きを管理すること。
- (6) 万一、火災や事故が発生した際は、すぐに職員に連絡をとり、防災活動に協力すること。
- (7) 撮影主体者の責めによる火災や事故で東京文化会館内の備品や施設を破損又は人的な損傷が発生した場合は、全て損害賠償責任を負うこと。

(撮影等の中止)

第12 館長は申請者が第10及び第11に定めた注意事項を守らない場合又は撮影内容が申請と異なる場合には、撮影の中止を命じ、以後もその者に対して撮影を禁じることができる。

(その他)

第13 本要綱に定めのない事項は別途定める。

(附則)

この要綱は、令和元年8月1日に施行し適用する。

別表

東京文化会館撮影料金表

(令和元年8月1日現在)

撮影場所	撮影種別	撮影時間	撮影料金(税別)
ホール及び会議室等 注) 4	スチール撮影	午前区分	50,000円
		午後区分	100,000円
	ムービー撮影	午前区分	100,000円
		午後区分	200,000円
貸出施設以外の館内施設 及び屋外敷地	スチール撮影	4時間未満	50,000円
		4時間以上8時間以内	100,000円
	ムービー撮影	4時間未満	100,000円
		4時間以上8時間以内	200,000円

- 注) 1 午前区分とは9:00~12:00、午後区分とは13:00~17:00を指す。午前・午後を通して利用する場合は9:00~17:00とする。
- 2 時間外の撮影については、特別な理由があり、館長が認めた場合のみ撮影を許可する。時間外撮影料は、1時間あたり5万円(税別)を徴収する。
- 3 保守休館日は、原則許可しない。
- 4 当日の撮影時間の延長は、原則認めない。
- 5 有料貸出施設(大ホール・小ホール及び会議室等)は、別途施設利用料金を申し受けるものとする。施設利用料金の減免、還付については東京文化会館利用料金要綱に則る。
- 6 大・小ホール料金はリハーサル同様「舞台面のみ利用する場合」の利用料金として、規程利用料金の5割相当額を申し受ける。